

審査請求書の提出先（熊本市長に対して審査請求をする場合）

次の表の左欄に掲げる事項や処分について熊本市長に対して審査請求をする場合には、原則として、同表の右欄に掲げる部署が審査請求書の提出先（審査庁部署）となります。

事項・処分	審査請求書の提出先 （審査庁部署）
・ 政策局に置かれる課等が行った処分等 ・ 都市政策研究所が行った処分等	政策局 政策企画課
・ 総務局に置かれる課等が行った処分等 ・ 消防局に置かれる課等が行った処分等 ・ 市長以外の機関がした給与等の給付に関する処分（地方公務員法に基づき人事委員会が審査庁となるものを除く。） ・ 熊本市選挙管理委員会、区選挙管理委員会、監査委員、人事委員会の所管に属する事項で熊本市長が審査庁となる事項	総務局 総務課
・ 財政局に置かれる課等が行った処分等 ・ 会計総室が行った処分等 ・ 財政局の事務分掌に密接な関係を有する事項（市税に関する証明に関する事項など）	財政局 財政課
・ 文化市民局に置かれる課等が行った処分等 ・ 文化市民局の事務分掌に密接な関連を有する事項（戸籍に関する事項、住民基本台帳に関する事項など） ・ 教育委員会の所管に属する事項で熊本市長が審査庁となる事項（他の部署が審査庁部署となる事項を除く。） ・ 国、県、市の指定に係る文化財である行政財産に関する事項 ・ 公の施設の管理に関する事項 ・ 熊本市立学校の夜間開放に関する事項 ・ くまもと森都心プラザ図書館を利用する権利に関して指定管理者がした処分 ・ くまもと森都心プラザ図書館に係る行政財産を使用する権利に関して教育委員会がした処分	文化市民局 地域政策課

・健康福祉局（保健所、福祉事務所、児童相談所を含む。）に置かれる課等が行った処分等 ・健康福祉局の事務分掌に密接な関連を有する事項（国民健康保険に関する事項、児童福祉に関する事項など） ・病院局の所管に属する事項 ・城南図書館を利用する権利に関して指定管理者がした処分 ・城南図書館に係る行政財産を使用する権利に関して教育委員会がした処分 ・熊本市立幼稚園の管理に関する事項	健康福祉局 健康福祉政策課
・環境局に置かれる課等が行った処分等 ・環境局の事務分掌に密接な関連を有する事項（廃棄物の処理及び清掃に関する事項など） ・上下水道局の所管に属する事項	環境局 環境政策課
・経済観光局に置かれる課等が行った処分等 ・経済観光局の事務分掌に密接な関連を有する事項（スポーツ施設等に関する事項など）	経済観光局 経済政策課
・農水局に置かれる課等が行った処分等 ・農業委員会の所管に属する事項で熊本市長が審査庁となる事項（他の部署が審査庁部署となる事項を除く。）	農水局 農業政策課
・都市建設局に置かれる課等が行った処分等 ・都市建設局の事務分掌に密接な関連を有する事項（公園に関する事項など） ・交通局の所管に属する事項	都市建設局 都市政策課
・各区役所に置かれる課等や出張所が行った処分等（他の部署が審査庁部署となる処分等を除く。）	当該区役所の総務企画課

郵送により審査請求書を提出する場合の送付先

〒860-8601

熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

（各審査庁部署名）宛

※各区総務企画課が審査庁部署となる場合を除きます。